

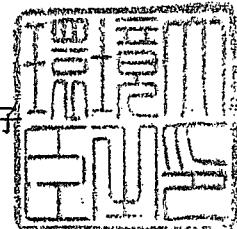
質問第113号
環水管発第040226001号
平成16年2月26日

中央環境審議会会長

森 篤 昭 夫 殿

環境大臣

小池百合子



第6次水質総量規制の在り方について（質問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、第6次水質総量規制の在り方について、貴審議会の意見を求める。

〔質問理由〕

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、水質汚濁を防止し、当該海域の水質環境基準を確保するため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、平成16年度を目標年度として、第5次水質総量規制を実施し、COD、窒素及びりんに係る汚濁負荷の削減に取り組んでいるところである。

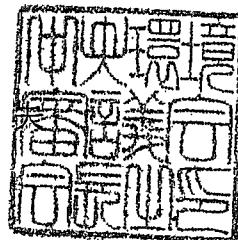
しかしながら、これら海域におけるCOD、窒素及びりんの環境基準の達成率は十分な状況になく、赤潮、貧酸素水塊といった富栄養化に伴う問題が依然として発生している。

このような状況に鑑み、これら海域における総合的な水質改善対策を一層推進するため、第6次水質総量規制の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第182号
平成16年2月26日

中央環境審議会水環境部会
部会長 村岡 浩爾 殿

中央環境審議会
会長 森嶌 昭



第6次水質総量規制の在り方について（付議）

平成16年2月26日付け環水管発第040226001号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。